

第 6 期広島県障害福祉計画・第 2 期広島県障害児福祉計画骨子（案）について【たたき台】

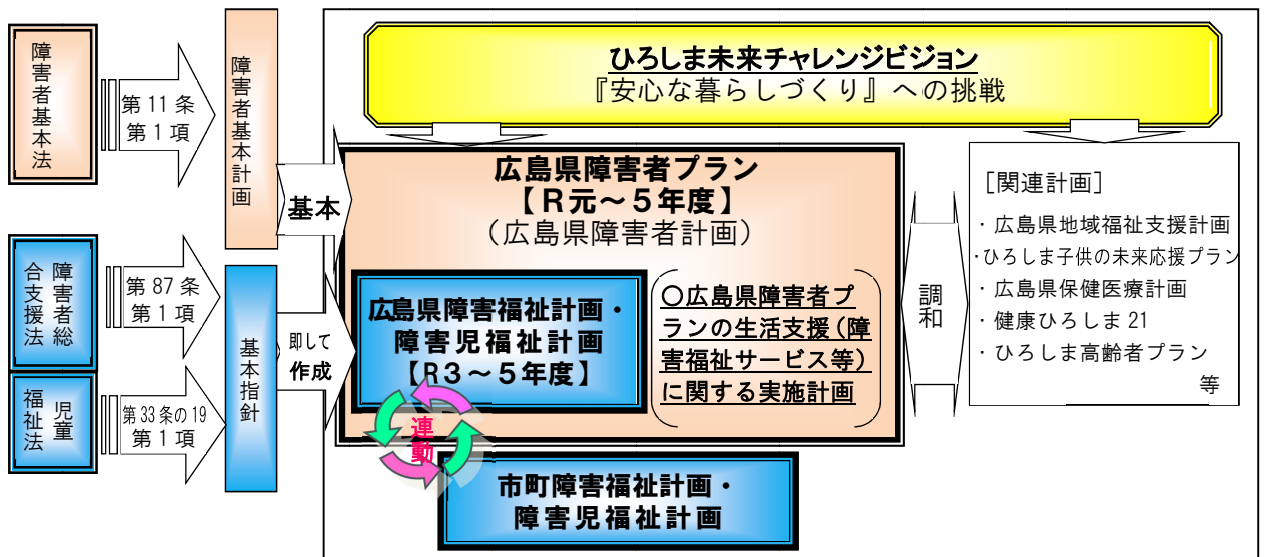
1 趣旨

障害者が地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制及び円滑な実施を確保するため策定している「第 5 期広島県障害福祉計画・第 1 期広島県障害児福祉計画」の計画期間が今年度で終了することから、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- 障害者基本法により平成31年3月に策定した「広島県障害者プラン（令和元～5年度）」の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画



(2) 計画期間

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度の 3 年間

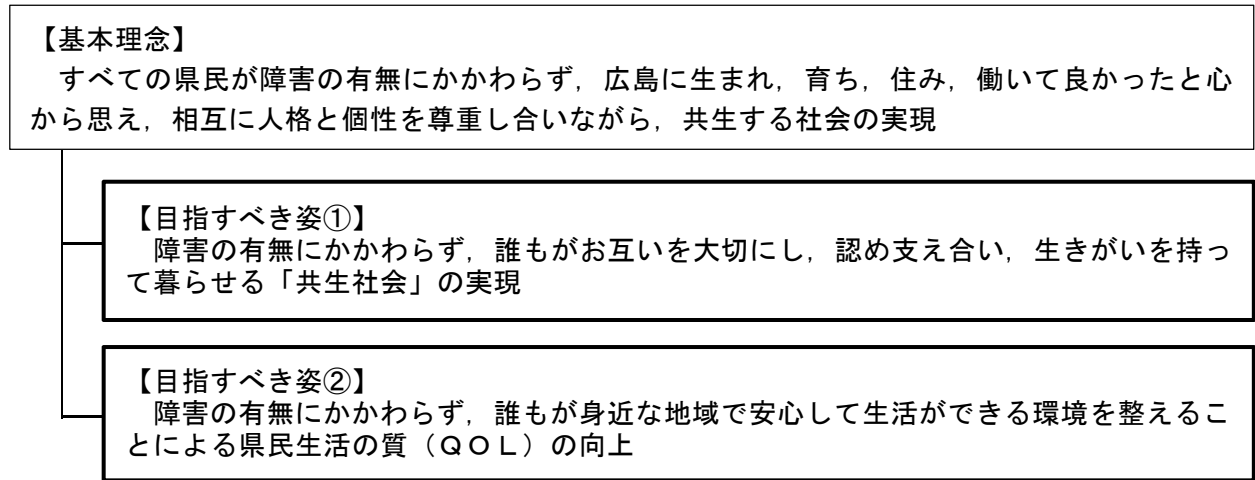
3 策定スケジュール

区分	令和 2 年								令和 3 年		
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
検討内容等	5/19 国基本指針	現状・課題・構成・取組等の整理等		本文、数値目標の整理等			全体調整		パブコメ → 計画策定		
	事業所調査（利用状況・見込等）			市町調査（サービス見込量等）			市町調査（サービス見込量等確定）				
施策推進協議会	● 骨子案					● 計画素案					
自立支援協議会	● 骨子案					● 計画素案					
議会(常任委員会)	■ 骨子案					■ 計画素案					

4 基本方針〔広島県障害者プラン（H31.3策定）〕

（１）基本理念と目指すべき姿

この計画は、広島県障害者プランの生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画であるため、現プランの基本理念・目指すべき姿を共通認識とし、施策を推進する。



（２）施策体系

領域	施策の柱	項目	障害福祉計画等で定める事項
I 「共生社会」の実現	1 障害への理解促進による共生社会	(1) 障害に対する理解の促進	一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 【具体的な取組】 ①福祉施設から一般就労への移行等 ②障害児支援の提供体制の整備等 ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④福祉施設の入所者の地域生活への移行 ⑤地域生活支援拠点等の整備 二 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み 三 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 ※現行R2年度までの目標値が設定されており、今後3年間で計画的に推進すべき事項を定める
		(2) あいサポートプロジェクトの推進	
		(3) 権利擁護の推進	
	2 自立と社会参加の促進による共生	(1) 雇用・就労の促進	
		(2) 情報の保障の強化	
		(3) スポーツ・文化芸術活動の振興	
II 県民生活の質の向上	3 保健、医療の充実	(1) 保健・医療提供体制の充実	
		(2) 療育体制の充実	
		(3) 医療と福祉の連携	
		(4) 医療的ケア児支援体制の整備	
	4 地域生活の支援体制の構築	(1) 福祉サービス等の提供	
		(2) 住まいの場の確保	
		(3) 相談支援体制の構築	
		(4) サービスの質の向上等	

5 現行計画の振り返り

(1) 成果目標の進捗状況

項 目		R2年度 目標値	R元年度 実績	進捗率 (%)	
1 自立と社会参加の促進による共生					
①福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数 (H28 移行者数 (394 人) 比)	517 人 (1.3 倍)	453 人 (1.1 倍)	87.6%	
	就労移行支援事業所の利用者数 (H28 未利用者 (641 人) 比)	769 人 (+20.0%)	560 人 (▲12.6%)	72.8%	
	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	47 事業所	16 事業所	34.0%	
	就労定着支援事業所の就労定着支援開始1年後の職場定着率	80.0%	27.4%	34.3%	
2 保健、医療の充実					
②障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置市町数 (注1)	23 市町	10 市町	43.5%	
	保育所等訪問支援の実施	23 市町	12 市町	52.2%	
	発達障害医療機関ネットワーク体制の構築	7 圏域	6 圏域	85.7%	
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 (注1)	23 市町	8 市	34.8%	
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (注1)	23 市町	10 市町	43.5%	
	医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 (※H30 年度目標値)	県, 全圏域 23 市町	県, 全圏域 23 市町 (H30 実績)	100%	
③入院中の精神障害者の地域生活への移行 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)	精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	県 全圏域 23 市町	県 全圏域 11 市町	100% 100% 47.8%	
	精神科病床における一年以上長期在院者数	(65 歳以上)	2,859 人	3,150 人	90.8%
		(65 歳未満)	1,801 人	1,649 人	109.2%
	入院後3か月時点の退院率	69.0%	63.5% (H29)	—	
	入院後6か月時点の退院率	84.0%	75.3% (H29)	—	
	入院後1年時点の退院率	90.0%	84.6% (H29)	—	
3 地域生活の支援体制の構築					
④福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数 [H29-R2 累計] (H28 未入所者数 (3,045 人) 比)	266 人 (8.7%)	111 人 (3.6%)	41.7%	
	施設入所者減少数 (H28 未入所者数 (3,045 人) 比)	69 人 (2.3%)	20 人 (0.7%)	29.0%	
⑤地域生活支援拠点等 (システム) の整備 (24 時間相談対応, 緊急時受入れ, 地域の体制づくり等)		23 市町 (29 か所)	5 市 (6 か所)	21.7%	

注1：圏域単位での設置も可

(2) 課題

区 分	課 題
①福祉施設から一般就労への移行等	○障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にある。 ○就労定着支援事業は新設サービスであり、広範囲にわたる障害特性の理解や企業に対する支援ノウハウの不足、ハローワークなどの関係機関との連携が十分でない。
②障害児支援の提供体制の整備等	○対象者の少ない市町は運営が可能な事業者が不在であったり、圏域での共同設置等に向けた協議が進んでいない。 ○障害の重度化、重複化、多様化に適切な支援ができる地域資源が不足している。
③入院中の精神障害者の地域生活への移行	○患者の状態に応じた必要な医療の提供と保健・福祉等の連携体制及び退院した人の生活を支える支援体制が十分でない。
④福祉施設の入所者の地域生活への移行	○施設入所者は住み慣れた施設からの地域移行に懸念があるが、移行に必要なサービスの利用等に係る相談支援体制が十分でないため、地域移行に向けた具体的な検討ができない。 ○事業所を運営するだけの利用者がいない、福祉・介護人材等が不足している等の理由により、グループホーム等の住まいや在宅生活を支えるサービスを提供する事業所が少ない。(重度・高齢対応のグループホームは特に少ない。)
⑤地域生活支援拠点等 (システム) の整備	○地域生活支援拠点等 (システム) は、整備後においても、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するための中核として、その役割を担うに相応しい体制を維持、継続する必要がある。

6 次期計画の概要

(1) 計画策定に当たってのポイント

【地域共生社会の推進】

- 適切な相談・支援や関係機関の連携等を通じた、生活の場の確保、多様な社会参加の機会の提供等とともに、住民と多様な主体が連携・協働し、複合的な課題や制度の狭間の問題等地域の生活課題の解決につなげることにより、地域社会の中で安心して暮らせる共生社会の実現

【障害の重度化、高齢化、多様化等に配慮したきめ細かい支援】

- 障害の重度化及び高齢化、並びに近年顕在化しつつある医療的ケア児（者）や発達障害児（者）等、障害児（者）一人ひとりの障害特性、障害の状態、生活実態や社会状況等を踏まえたきめ細かい支援の実施

【自然災害、感染症への対策】

- 障害者が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、近年増加する自然災害や新型コロナウイルス等感染症の拡大を踏まえた支援体制の整備

(2) 取組の方向

体系	取組の方向
1 自立と社会参加の 促進による共生	①福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ○個々の障害者に応じた就業面及び生活面の一体的な支援を通じた、障害者の一般就労及び職場定着の支援 ○リモートワークなどデジタル技術の活用や農福連携の取組などを通じた障害者の就業機会の拡充
	②障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ○障害児及びその家族に対する支援が、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供されるよう、地域における重層的な支援体制の構築 ○重症心身障害児、医療的ケア児、発達障害等特別な支援が必要な障害児に対して、地域で適切な支援が受けられる体制の確保
2 保健、 医療の 充実	③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の活用等地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化 ○保健所、市町における相談・家庭訪問、ピアサポーター等地域生活に向けた相談支援の実施 ○グループホーム等の整備促進による地域生活に向けたサービスの確保・質の向上
	④福祉施設の入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等（システム）や相談支援体制の機能の充実・強化による地域移行に向けた相談支援の実施 ○共生型サービスの活用、グループホームの整備促進等による地域移行に向けたサービスの確保・質の向上
3 地域生活の 支援体制の 構築	⑤地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等（システム）による地域のニーズや課題への対応、機能の水準や充足状況についての検証等を通じた機能の充実
	⑥相談支援体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言等の機能の充実・強化
	⑦良質な障害福祉サービス等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対する適切なサービスを提供するため、都道府県、市町等職員の指導・検査体制の強化、事業所や関係機関での情報共有等
	⑧災害、感染症対策に係る体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ○防災や感染症対策についての周知啓発、研修等 ○災害・感染症発生時の事業所等におけるサービス確保の支援・応援体制の整備

(3) 推進体制等

計画推進のために、達成状況を年1回調査・把握し、広島県障害者施策推進協議会、広島県障害者自立支援協議会に報告するとともに、関係課や市町と情報共有し、必要に応じて目標の再設定や施策の見直し等を行う。